

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉市美浜区新港63番地5

氏名 千葉興産 株式会社

代表取締役 宮方 紀岳

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊

許可の年月日 令和4年9月28日

許可の有効年月日 令和11年9月27日



## 1. 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

### (2) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 汚泥（廃乾電池に限る。また水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池に限る）を含む）、  
イ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む）、  
ウ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池、蛍光ランプに限る）を含む）、  
エ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む） 以上4品目

### (3) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、  
カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、  
コ 動植物性残渣、  
サ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、  
シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ス 動物の死体、セ ばいじん 以上14品目

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 千葉市美浜区新港225番19、21  
（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

## 3. 許可の条件

別記2のとおり

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 5 月 2 3 日	新規許可
令和 4 年 9 月 2 8 日	更新許可
令和 4 年 1 1 月 1 1 日	変更届出（代表者の変更）
令和 6 年 2 月 1 3 日	変更届出（住所の変更、保管施設の変更）

## 5. 積替え許可の有無

市名 許可番号

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

(1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所在地
廃棄物保管施設（廃乾電池に限る） （次の品目は、水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池に限る）を含む） （汚泥、金属くず） （平成29年10月24日）	保管面積 0.26m <sup>2</sup> 保管容量 0.24m <sup>3</sup> 保管高さ ————— 保管上限 0.24m <sup>3</sup>	12	千葉県美浜区新港225番19、21
廃棄物保管施設（廃蛍光管に限る） （次の品目は、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む） （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） （平成29年10月24日）	保管面積 0.078m <sup>2</sup> 保管容量 0.1m <sup>3</sup> 保管高さ ————— 保管上限 0.1m <sup>3</sup>	66	
廃棄物保管施設（廃蛍光管に限る） （次の品目は、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む） （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） （平成29年10月24日）	保管面積 0.21m <sup>2</sup> 保管容量 0.1m <sup>3</sup> 保管高さ ————— 保管上限 0.1m <sup>3</sup>	14	
廃棄物保管施設（廃蛍光管に限る） （次の品目は、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む） （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） （平成29年10月24日）	保管面積 6.48m <sup>2</sup> 保管容量 5.83m <sup>3</sup> 保管高さ ————— 保管上限 5.83m <sup>3</sup>	1	

別記2

(1) 粉じんを飛散させないように散水を行うこと。また、降雨時は廃棄物を不浸透性のシートで覆うなどし、汚水の地下浸透防止に努めること。

(2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。